

【残業代請求対策】 労働時間管理によるリスク軽減

弁護士 古山 雅則

虎ノ門法律経済事務所名古屋支店

弁護士 古山 雅則



弁護士法人TLEO虎ノ門法律経済事務所
パートナー弁護士、名古屋支店支店長

経歴

- 平成20年 中央大学法学部卒業
- 平成22年 中央大学大学院法務研究科修了
- 平成23年 虎ノ門法律経済事務所入所
- 平成25年 虎ノ門法律経済事務所パートナー
名古屋支店支店長

役職等

- 平成29年～ 愛知県弁護士会労働法制委員会委員
- 令和元年～ 国の選任弁護士（国の訴訟代理人/主に労災事件）
- 令和2年～ 愛知県病院事業庁公益通報外部窓口
- 令和4年～ 公益財団法人古山奨学財団代表理事

本セミナーの目的

労働時間管理とは 01

運送業の労働時間 02

労働時間管理の勘所 03

未払残業代を防ぐ持続可能な労務管理を

00 労働時間管理とは

00 労働時間管理とは

01 労働時間管理とは

労働時間適正把握基準（H13・4・6基発339号、H29ガイドラインに改正）

- 労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、**使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している**
- 労働時間の適正な管理のため、**使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認しこれを記録する措置を講ずべき**
- 確認の方法は、①使用者自らによる現認、②タイムカード、ICカード等による客観的記録、③自己申告制の場合には説明と実態調査

働き方改革関連法により根拠規定は労働安全衛生法に

- 労働時間の適正把握は賃金不払残業対策から健康確保目的に
- 管理監督者も労働時間適正把握の対象に

02 実労働時間の認定

客観的記録の重み

- タイムカード等の客観的な記録によって時間管理がなされている場合には、特段の事情のない限り、タイムカード打刻時間をもって実労働時間と事実上推定するのが多くの裁判例の立場

ゴムノイナキ事件（大阪高判平成17年12月1日）

- 「タイムカード等による出退勤管理をしていなかったのは、専ら被控訴人[注：会社]の責任によるものであって、これをもって控訴人[注：従業員]に不利益に扱うべきではない・・・ことなどからすると、具体的な終業時刻や従事した勤務の内容が明らかではないことをもって、時間外労働の立証が全くされていないとして扱うのは相当ではない」
- 「総合判断して、**ある程度概括的に時間外労働を推認するほかない**」

03 労働時間管理の重要性

未払残業代請求で使用者側が戦える貴重な論点

- 賃金制度 ⇒ 設計内容（理論）の勝負
- 実労働時間 ⇒ 実態（事実）の勝負

客観的記録を不利に活用されると二重のダメージ

- サボっていたはずなのに労働時間にカウントされる憤り
- 膨大な労働時間で未払残業代が大幅増

04 労働時間該当性

労働時間とは

- 「労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」
- それは「労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれていると評価できるか否かにより客観的に定まる」

三菱重工業長崎造船所事件（最判平成12年3月9日）他

労働時間性の具体的判断

- 朝礼、ミーティング、体操
- 入浴、着替え
- 昼休憩中の電話番
- 入門してから作業場までの移動時間